

令和7年度 給与支払報告書の提出について

平素は、大和高田市の税務行政について格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。
令和7年度給与支払報告書につきまして次の点にご留意の上、期限内の提出をお願いします。

提出期限：令和7年1月31日(金)

1. 給与支払報告書の提出義務

1月1日現在において、所得税の源泉徴収義務がある事業所(給与支払者)は、給与所得者(従業員)について、前年中の給与所得等を記載した給与支払報告書を1月31日までに市町村に提出する義務があります。(地方税法第317条の6)

令和7年度個人住民税(市民税・県民税)及び森林環境税の税額につきましては、この給与支払報告書に基づいて計算し、特別徴収税額の通知等の手続きを行います。給与支払報告書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、給与支払額の多少にかかわらず正しくご記入の上、必ずご提出いただきますようよろしくお願いします。

※給与支払報告書の提出が必要でない事業所においても昨年給与支払報告書の提出があった事業所に送付しておりますのでご了承ください。

2. 提出書類

○ 給与支払報告書(総括表)

(他の様式を使用する場合も同封の総括表を添付してください)

○ 給与支払報告書(個人別明細書)

3. 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員(正規雇用、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含む)に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入いただく制度です。地方税法第321条の3、第321条の4の規定に基づき、事業所(給与支払者)は原則、給与所得者(従業員)の個人住民税を特別徴収する義務があります。

ただし下記①～④の特別徴収できない理由に当てはまる場合のみ、個人での納付(普通徴収)とすることができます。普通徴収に該当する従業員等がいる場合は、総括表に人数を記載し提出してください。

- ①退職者または退職予定者
- ②給与の支払いが不定期
- ③給与から税額が引ききれない(支払少額)
- ④他の事業所で特別徴収(乙欄の対象者)

総括表に普通徴収の記載がない場合、特別徴収として手続きを行いますのでご注意ください。

4.特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度からeLTAXを通じて給与支払報告書を提出する特徴義務者は、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用・納税義務者用)を電子データ(正本)で受け取ることが可能です。詳細はeLTAXホームページを参照してください。(https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036)

またeLTAXにて給与支払報告書を提出した後に特別徴収税額通知の受け取り方法を変更される場合、当市ホームページから「特別徴収税額通知の受取方法変更届」をダウンロードし、提出してください。

給与支払報告書等の提出は簡単・便利なeLTAXで！！

給与支払報告書の提出について

eLTAXとは、地方税における手続きについて、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。複数の地方公共団体へ送付する場合にも、一括で送信できます。その場合、書面による提出は不要です。前々年に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった事業所はeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。該当しない事業所についてもeLTAXの導入をご検討ください。

eLTAXの利用料は無料！郵送料等の削減

- 市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応ソフト)のデータで申告でき、eLTAX利用料は無料です。(パソコン環境やインターネット接続環境等を事前に準備していただく必要があり、これらの準備には費用が必要なものもあります)
- インターネットにより書類等を提出できるため、郵送料等を削減できます。

eLTAXを利用した納付(共通納税)について

全ての都道府県・市区町村を対象に、複数の地方公共団体へ一括して納付することができます。金融機関等の窓口へ出向く必要もなくなり事務負担が軽減されます。

eLTAXの詳細については



〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 税務課 市民税担当

(TEL 0745-22-1101(代表) FAX 0745-52-2801)